

2024年2月2日
通知(OU)第202402020001号

建設工事の入札及び契約の適正化を図るための措置について（通知）

調達・派遣業務部長

契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第10条の規定に基づき、建設工事を発注する際に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）」にて求められる入札及び契約の適正化を図るための措置について、以下のとおり定めたので通知します。

なお、本通知は2024年4月1日から施行することとし、本通知の施行に伴い、「建設工事の入札及び契約の適正化を図るための措置について（通知）」（2022年3月23日通知(OU)第202203230029号）は、廃止します。

第1 情報の公表

- (1) 調達・派遣業務部長は、毎年度、当該年度の建設工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの除く。以下同じ。）の発注見通しに関する以下の事項をウェブサイトに公表するものとする。また、見通しが変更された場合には、変更された内容を公表するものとする。
- 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
 - 入札及び契約の方法
 - 入札を行う時期
- (2) 契約担当役は、建設工事契約の業者選定が終了したときには、以下の事項をウェブサイトに公表するものとする。
- 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - 入札参加者に求められた資格
 - 入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその理由
 - 低入札価格調査を行った場合の当該調査から落札者決定までの経緯
 - 総合評価落札方式を行った場合の評価結果
 - 隨意契約を行った場合の相手方を選定した理由
- (3) 調達・派遣業務部長は、毎年度、契約金額の変更を伴う建設工事契約の変更をしたときは、以下の事項をウェブサイトに公表するものとする。
- 契約変更後の建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
 - 契約変更後の工事着手の時期及び工事完成の時期
 - 契約変更後の契約金額
 - 契約変更の理由

第2 低入札価格調査制度(建設工事)

- (1) 契約担当役は、契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第17条第1項ただし書の規定に基づき、予定価格が1000万円を超える建設工事の調達に際し、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うことができる。
- (2) 前項の判断基準となる低入札価格調査基準価格については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額を予定価格で除した割合が10分の9.2を超える場合にあっては予定価格の10分の9.2の額と、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格の10分の7.5の額とする。
- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - 2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - 4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (3) 前項の低入札価格調査基準価格については、これを予定価格調書に記載するものとする。
- (4) 第1項の調査に当たっては、以下の事項等の調査を行うこととする。
- 当該入札価格で入札した理由
 - 当該入札価格で対象となる建設工事の適切な施工ができる可能性
 - 設計図書で定めている仕様及び数量の確保
 - 契約内容に適合した履行の確保の観点を踏まえた資機材単価、労務単価、下請代金の設定の適切性
 - 工事の安全対策
 - 手持工事の状況等を踏まえた技術者の適正配置
 - 手持資材の状況、手持機械の状況等
 - 労働者の確保計画及び配置予定
 - 過去に施工した建設工事は適切性
 - 経営状況、信用状況

第3 低入札価格調査制度（建設関係のコンサルタント業務等）

- (1) 契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第17条第1項ただし書の規定に基づき、予定価格が1000万円を超える建設関係のコンサルタント業務等の調達に際し、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うことができる。
- (2) 前項の判断基準となる低入札価格調査基準価格については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額を予定価格で除した割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8の額と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6の額とする。

- 1) 直接人件費の額
 - 2) 特別経費の額
 - 3) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - 4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 前項の低入札価格調査基準価格については、これを予定価格調書に記載するものとする。
- (4) 第1項の調査に当たっては、以下の事項等の調査を行うこととする。
- 当該価格で入札した理由
 - 入札価格の内訳
 - 当該契約の履行体制
 - 手持業務の状況
 - 配置予定技術者名簿
 - 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
 - 直近3カ年の事業（営業）年度に係る財務諸表等
 - その他契約担当役が必要と認める事項

第4 監督及び検査の基準

建設工事にかかる監督及び検査の基準については、別に定めるもののほか、「土木工事監督技術基準（案）」（昭和51年建設省技調発第94号）及び「土木工事検査技術基準（案）」（昭和42年建設省技調発第14号の2）に準じるものとする。

第5 工事現場の施工管理体制

工事現場の施工管理体制を把握するための要領については、「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」（平成13年3月30日付国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号）に準じるものとする。

第6 共同企業体運用基準

機構が発注する建設工事入札においての共同企業体運用基準については、「共同企業体運用準則」（昭和62年建設省中建審発第12号）に準じるものとする。

以上